

第四節 労働慣行

一 キイタバ

農家で、家族の労働力だけでは手におえない多くの労力を必要とする場合、例えば稲作作業のうちの田植えや稲刈り、甘蔗作かんじやの場合の除草や施肥、屋根葺ふきなど、短期間に多くの労力を集結する必要に迫られることがある。その際の労力の結集法にはいろいろあるであろうが、普通次の三つの方法が考えられる。すなわち、ゆい・奉仕・雇用による集結法がそれである。

ゆい これは周知のとおり、古くから日本全土といってよく広く行われている労力結集法である。永良部には労力を結集するための組とか講などという設けがなく、血縁にかかわらず必要な場合、近隣・縁者に「ゆい」を依頼すれば、依頼された者はだれでも特別な事情

のない限り、これを受諾するのが常であった。「ゆい」を貸してやることは、やがて自分か次の農作業にその「ゆい」を返してもらおうことができるからである。

他の農作業と同じように、期日について何時いつでなければならぬというような制約があるわけがなく、各農家随意に行うのは「ゆい」の本質上やむを得ないというより、その利点であるともいえる。

「ゆい」を受けたらそのお返し、つまり「ゆい戻し」をするのが定めであるが、その「ゆい戻し」は、男に対しては男、女に対しては女がこれに当たるのが、今までの慣習であった。また田植えに対しては田植え、屋根葺ふきに対しては屋根葺ふきで返すのが本来の建て前であるけれども、仕方ない事情の場合は、他の作業でこれを返すことも許される。

「ゆい」の根本精神が、「相互扶助」を目的としていることはいままでもない。

奉仕 永良部方言では、「カシイ」（加勢）と言っている。分家の者が自家の田を植え、小作人が地主の田を植え、永良部にはないけれども氏子が神田を植えることなどは、食事以外になんらの報酬を受けることがないから

奉仕田植えというべきであろう。

雇用 近来、賃金を支払って田植えをさせる風が現れてきた。おそらく「ゆい」のできない資産家によって始められたものであろう。賃金は、当初は一日白米一升とということであったが、奄美諸島が祖国復帰後の昭和三十年ごろの賃金は、男子で二百円、女子で百五十円ぐらいであった。その他、永良部では「農会」というのがあった。初めは「ゆい」と雇用を取り合わせたような仕組みであったらしいが、後には専ら賃金を支払うようになってきたようである。

この農会は、明治三十年代ごろに組織されていたことが、後に初代和泊村長になった土持綱安翁の作詞になる「村めぐりの歌」の中にある、次のような歌詞で知ることができた。すなわち、

「彼処の畑にひるがえる、旗は何処の農会ぞ、農はみ国の本となる、歌える声も聞こゆなり」とか、また

「農会組織の囃は矢なる、皆川村に立入れば、戸数七十に余りたり」などとあるのがそれである。

農会の旗を立て、そのそばでみんな歌を歌いながら作業に精出している様が、ほうふつとして目に見える感

じさせする、農会の様相である。

その後、農会組織の仕組みや時勢の推移にしたがって労銀の変動も当然であったであろうが、農会は戦後まであったようである。

以上、労力結集の方法についてざっと触れてきたが、「ゆい」についていまま少し述べてみることにする。

「ゆい」のことを永良部では「キイタバ」と言っている。これは本来は「結い束」ということであろう。永良部方言では、二重母音のとき普通、前母音が省略されることがあるので、「ゆい」が「キイ」ki:iとなまったのではなからうかと思われる。「たば」は思いを同じくする者が結合することで、つまり「ゆいの組み立て」を指すものではないかと思われる。

田植え、稲刈り、甘蔗かんじやの除草中耕、屋根葺ふきなど、短期間に多くの労働力が必要な場合、近隣・親類・縁者など数人または十数人が組み合って、互いに労力を出し合って輪番に組員の農作業を進めていく任意組合で、お互いに助け合っていくもので、いわば生産過程における労力交換の方法である。それを「キイタバ」と言っている。この「キイタバ」をすることによって、仲間に加わっ

ている人々は心も結ばれ、親密である。

この「ゆい」による作業は各地で行われていたようで、大島本島では「キイタバ」のことを「ゆいわく」とか「人手くばり」と言う所もあるようであるが、その多くは「ゆいわく」といつている所が多い。

この「ゆいわく」の「わく」にはどんな意味があるのだろうか、と考えていたところ、それは英語の「ワーク」(働く、労働)だよ、と笑いながら話してくれた人があった。

永良部で昔、粟作りの盛んだったころ、粟の除草をすることを「粟ぬワーク」する、と言っていたことがある。作物の手入れ(除草)することを「ワーク」と言い、「甘藷のワーク」、「甘蔗のワーク」などと唱えていた。「ゆいわく」の「わく」は「粟のワーク」という場合の「ワーク」に通じるものがあるのではなからうか。

徳之島では「ゆいたばり」(結び束り)と言い、「ゆい」を貸すことを「ゆいかし」と言い、「ゆい」のお返しを「ゆいなし」と言っている。

与論島では「ゆいたば」と言い、「ゆい」のお返しを「ゆい戻し」と言っているようである。

標結ひたててゆいの辱しつ

と詠まれているが、これは「ゆい」が古くから行われていたことを物語るよい例といえよう。

我が国最古の石碑が上野に三碑あると言われているが、その中に「結知識」とか「結政」と書かれたのがあるそうである。「結政」は結番とも言い、朝廷へ上日の順を定める制度のことだそうである。

このことからみても、「ゆい」が古くから行われていたということが分かることであろう。

話は変わるが、婚約の証として婿、嫁双方から金帛、酒肴などの品物を取り交わすことを結納と言っているが、それはこの「ゆい」から出たものだといわれている。

昔、王朝時代の婚姻は男が女の方に通っていく、いわゆる招婿婚であった。そして、男の方の母親が隠居するか死去するかして、いよいよ所帯を渡そうという段になって、興入れをして「北の方」になるのである。婿はよい所からもらって、嫁は働く階級からとって、子供を働かす手に仕立てて家の労働力を維持することを心掛けた。

農村(家)では嫁をよい家からもらうと、家が衰亡の転回期となる例が多いので、これを忌む風があったとさ

沖縄では「ぬい」、「ぬいまーる」、「ぬいせい」などと唱えている。

ついでに述べると、本土でも右手県のある地方では「ユイコ」と言っており、島根県のある村では農作業でも、家普請の仕事の手間替えをも「イイ」と言い、「イイ」を返すことを「イイ返し」と言っているそうである。「ユイコ」といい、「イイ」といい、いずれも「結い」を語源とする語音のようである。

南洋のバリ島では、「ぬいたば」のことを「ゴトンロヨン」と言う。田植え、稲刈りに輪番で組員の農作業を進めていくことに変わりはないが、これには厳しい内規があるらしく、「お返し」を三回怠ると仲間から除外追放されるということである。そして一度追放されると、それ以後は仲間から相手にされず、村八分同然の処遇を受けるとのことである。

「ゆい」はもともと、相互扶助の精神に基づく労力交換の協同慣行である、ということが固く守られているのであろう。

「ゆい」の歴史は古く、万葉集に

山守のありける知らにその山に

えいわれている。そんなことからして、特に農家では労働力の保持ということに、いかに意を配っていたかということが察せられる。

したがって、娘を嫁にやるということは、家の労働力の維持という点から考えると、まことに深刻なことであったに違いない。それで嫁に出すことを、「ゆいの貸し」にやったと考えるようになったのであろう。そこで婿の方では「ゆいの返し」ということで、「結納」というのが起こったのではなからうか。初めは「結納」といわず、「ゆいのもの」とか「イヒのもの」などと呼んでいたという。

このように「ゆい」のいわれを尋ねると、その歴史の古さをはじめ、それからいろいろのことが派生していることが分かる。

その「ゆい」も、現在の永良部では甘蔗の刈り取り作業にわずかななされているくらいで、これまでのように頻繁に行われているところを見受けられない。それは時代の進運に伴い、農業経営の合理化ということが進んできているからであろう。

付 ム又日

農家の生産工程における労力集結法に、「ゆい」、奉仕、雇用などの方法があることについて述べてきたが、これは農村における労力集結法の基本的なものであつて、そのすべてであるというものではない。

したがつてその他にも、これらに類する労力集結法があると言える。次に述べようとする「ム又日」（物日と表記すべきであろうか）もその一つであるといえる。

「ム又日」とは言葉のとおり、その日の「むぬ」つまり食事の接待を受けるだけで、労力を提供するがその代償として賃金を受けることもなければ、「キイタバ」のようにお返しを求めたこともない。いうなれば一種の奉仕であるといえる。したがつて、頼む者と頼まれる者との間には、平素から精神的なつながりのある間柄であり、言い替えれば隣保による互助作業であるともいえる。

その地域で広大な農耕地を持つている資産家が、人夫も雇えず、「キイタバ」をしても追いつかないほどの農作業を控えているときに行つたことが多かったようである。あらかじめ、「何時もの日をししようと思つて頼まれ

てくれぬか」と、平素心安くしている近隣、縁者に依頼し、人員を確保する。このことは、食事の接待との関係があるので必要であつた。

畑作業の種類としては、麦焼き、甘蔗かんしゃの根起こし、施肥、取り入れの場合が多かつたようであつたが、その他にもあつたであろう。

「ム又日」は食事の接待だけで、労力を提供した代償としては何も求めないと述べたが、それだけに「ム又日」の食事は非常に丁重であつた。そして夜は必ずごちそうし、晩酌させることを欠かすことがなかつたといわれている。

この「ム又日」は普通、その土地の資産家たちだけがしてゐたのではないか、との印象が強かつたのであるが、次のような俚諺りげんがあることによつて、資産家以外でもしていたことがうかがえる。すなわち

十月ナントウ 女ヤクサミ（寡婦）は

ム又日 シンナ

と、いうのである。

ここで一、二、注釈を加えると、十月とはもちろん旧

暦十月のことである。十月といへば秋もたけなわ、つる

べおとしの秋の日の暮れやすいことを指しているのである。短か日で作業の効率があらがないことを言つているのである。「ナントウ」はあまり耳にしなない語であるが、意味は「なつたら」ということなのである。「女ヤクサミ」は未亡人、寡婦のことである。これだけ説明すれば、諺の意味はお分かりであろう。「旧暦十月になつたら日が短いから寡婦（女世帯の者）はム又日をするな」という箴言しんげんである。

もともと諺などというものは、永い年月にわたる庶民の社会生活の中から生まれるものであるだけに万人に通じるものであるが、女ヤクサミの「ム又日」を取り上げたということとは、何か意味があるように感じられないでもない。

いずれにせよ、「ム又日」は一部資産家だけで行つていたのでなく、広く一般でも行われていたということが分かる。

この「ム又日」の行われたのも、永良部の島では大正十年（一九二二）ごろまでで、その後は急速に廃れ、現在では「ム又日」という言葉さえも知らない者の方が多

い。これは農業経営の進歩向上によるものと言えようか。

ところで、本土でも「モノビ」という言葉があつた。

「民俗学辞典」によると、

「京阪地方ではモンビと訛る。紋付き衣を着るからモンビだといわれるが、これは付会で都会では「ハレの日」たる「モノビ」には後世紋付きを着たからである。

「モノビ」のモノは「モノイミ」の「モノ」と通ずる語であろう。すなわち、この日は神に対して謹んで忌み籠りすべき日であつた。

年中行事の日は仕事を休むべき休み日だとされたのは、休んで「ケガレ」を断つ時であつたからである。

こういう点からも察せられるように年中行事の日は祭り日であつた。」と述べられている。

「ムス日」、「モノビ」と語呂の上では非常に似通つてゐるが、それぞれの持つ意味内容は全く異なるものであることが分かる。

二 道普請

(一) 夫役と全島夫

夫役とは納税義務者に課する労働の役務、つまり「夫役」である。また賦役とは農民の払う労働地代、すなわち貢ぎ物と労役であるということについては辞書にも規定されていることであるが、往昔はこの夫役が非常に過酷であつたと伝えられている。

永良部の俚諺に「六十なていから自分の前しゆん」というのがある。略して「六十からどう自前」とも言う。これは、藩政時代には十五歳から六十歳まで夫役の対象であつたので、六十歳過ぎてから自由の体となつて、一戸を構えようと精出すことを表現しているものと思われ。六十歳を過ぎなければ労働、つまり夫役の責め苦から解放されず、自由になれなかつたことを裏書きしているものでもあるといえる。

薩摩藩では農民が強制的にあらゆる細密巧妙な方法で労働に従事させられていたことは、当時「農民は十五歳ある。溜池開掘についての最も古い記録であるが、当時は全島各村(字)から夫を出して(それを全島夫と言っていたとか)、溜池掘りなどのように多くの人夫を要する工事をしていたというから、全島にある溜池の多くはそのようにして掘られたものであろう。

ここでついでに述べると、古里字から火葬場に行く右側の池の中に小高い所がある。それは、この溜池を全島夫で掘っているとき、その割り当て村(バ島尻だつたとか)に不幸があつてそのために掘り残された所だという。

「安永四年(一七七五)乙未五月より六年(一七七七)六月廿七日より七月三日迄、大風その上洪水岩岸を洗崩し方々を大方普請之有候事」と見えているが、このような普請の場合も、全島夫が動員されたことであろう。

(二) 道普請

道普請に限ってそれをみると、明治十一年六月人民へ説諭ヶ条に「村内の道路は申合せを以て時々掃除修繕をなすべし。但し村外の道路修繕は追つて達すなり」とある。同じく明治十一年九月道路之事に「本島道路は頗る

以上六十歳以下の者を要夫といい、耕作夫役の義務が負わされ重労働を強要されていた」ということから分かることである。

永良部でも、明治十年以降諸事改正調理の件、令達の中に、「全島道路堤防修繕及び商社物品船揚用等の人夫は、従前の通り全島男子の中旧来勤功之者或は戸長其他現勤の者及び癡疾者を除き、十五歳より六十歳に至る者、女子は十三歳以上五十歳以下(半人の定めである)人頭割に致し是を現用夫と唱へ各自出先を以つて相弁じ、一年に一度戸長に於て出夫高総計算の上、割合高より出夫不足の者は代米又は力役を以つて超過の者へ返弁する方法にて現今まで此法にて施行す。後來は稍、潤色改正を望むべし」とあつて、夫役の厳しさについて述べられているが、それが過酷であつたことは「月の半数は公役に徴され稼業を営むの暇なきに至る」という実情であつたということからも、夫役の厳しかったことが分かることであろう。

「沖永良部島代官系図」によると、明和八年(一七七

一) 卯五月より安永二年(一七七三) 癸六月までの代官三原浜右エ門の代に「屋子母村上の新溜池出来候事」と

破壊につき毎々説諭の末今般原形に基づき凡里道の一等は六尺以上其他は四尺以上に適宜に定め原形を先し候分は耕地より為相復人夫は全島男女十五歳以上六十歳迄の課役にて目下修繕相整度人民協議の旨、明治十三年届出たり」とあるが、明治十二年三月戸長への諭達に「道路の儀については、明治九年第六十号を以て御布達の旨も有之候処本島道路の如きは原形を失し自今殆ど絶通の姿に相成居候者間々有之不便に付御達に基づき里路一等道路の丈は農事見計い急き修繕可取計云々諭達す」とあつて、明治十年ごろ当時の道路状況とその対応策がうかがえる。

明治二十八、九年ごろまでは、「道路改修の場合旧道路に沿ひし処、又は改修上無抛土地は地主の寄附により来りしを次第に寄附に苦情を申出づる者多くなれり」と、道路改修の際の沿線の土地の地主との関係などが推察できることが述べられているが、そんな事情の下で、明治二十九年九月十五日「和泊役場より伊延港に至る道路改修費として、戸数割一戸四十銭、営業割八円、合計六百三円六十銭也可決(実際は各村戸数に割当) 十月十一日竣工す」とあり、あるいは明治三十年、「越山道路は従

来山の北側中腹を経過の処尚北寄の麓に転換改修す。和泊方一戸一人宛出役す。田皆、馬鹿、島尻三村の助力にて、七月十五日起工、八月二十四日竣工す」といったように、道路改修を進めてきたようである。

このように道路改修は必要に迫られた時点で、その都度命令を発し実施してきたようであるが、明治四十一年四月島嶼町村制施行後は村、大字別に規則あるいは規約を設け、それによつて道路工事を進めてきたようである。参考までに当時の和泊村の規則、大字の規約を示すと次のとおりである。

和泊村道路修繕掃除規則（明治四十二年）

第一条 本村は本規則に依り道路の改修及掃除を執行す
第二条 本規則に依り修繕又は掃除をすべき道路の種類左の如し

第一種道路 大字和泊伊延より大字古里与和まで
第二種道路 第一種道路以外の道路

第三条 本規則に依り執行する修繕及掃除は関係大字の勞力寄附又は夫役賦課を以て之を執行す。
但 第一種道路にして橋梁其他費用を要する場合は町村税を以て執行する。

第四条 第一種道路の修繕又は掃除に要する夫役は本村より、第二種道路の修繕又は掃除に要する夫役は各関係大字より之を賦課す。

第五条 本規則に依り要する夫役の人員及日数は村長之を決定す。

第六条 道路の修繕及掃除は毎年春秋の二回とす。

但 急施を要する場合は更に臨時執行することを得

第七条 本則に於て修繕及掃除と称するは左に掲げる項目を執行するものとす。

- 一 従来の道路狹隘を告げ若くは欠壞したる時之を改修すること。
- 二 雨水等の為め路面に破損を生じたる時取直す事
- 三 路傍の下水溝及橋梁等へ竹木塵芥等流着し若くは土石堆積して通水の便を害する時は之を浚渫除去すること。
- 四 路上の瓦礫、土塊、竹木、雑草等の根返り風折

し其他通行に障碍ある時は除去し道路差支えなき様にする事。

第八条 村長は道路の修繕及掃除日時を指定し予め之を

告示す。

但 第二種道路の修繕及掃除にして勞力寄附を以て執行する場合は当該区長に於て之を指定することを得。此場合には予め村長に報告すべし。

和泊村大字自修組合規約（明治四十二年）

第七節 道路修繕

第廿七条 道路修繕は和泊村道路修繕規則に依り執行し各小組合一体となり小組合長全副長の指揮に従ひ不正不埒所行を為さざるものとす。

第廿八条 道路修繕は本大字に住居を有するものは細民と雖も夫役を免るる事を得ず。

第廿九条 調査委員、小組合長その他指定せられたる修繕監督者と雖も不参する場合は夫役を出すべきものとす。

第卅条 夫役するものは年令十五歳以上のものとす。

第卅一条 道路修繕に不参するもの及び遅刻するものは左の違約料を徴収す。

- 一 不参者は一日金貳拾錢
- 二 遅刻者は一時間金參錢

第卅二条 道路修繕の开会時刻は春期は午前八時とし、

秋期は午前九時とす。

右の条項確守の証として以下組合員署名捺印するものなり。

註 和泊村大字自修組合規約は、第一節総則、第二節納税、第三節農事、第四節衛生、第五節風習、第六節集會、第七節道路修繕、それに雜則とで構成されている。

この和泊村道路修繕掃除規則および和泊村大字自修組合道路修繕の規約制定により、それ以後はこの規定に基づき、毎年春秋二回、十五歳以上の者が各戸から出役し、道路保全に努めてきたのである。

島嶼町村制施行後の、その主なものについて順を追つて掲げてみると

大正五年十月 里道永嶺線（上城境より和、福土チヂに至る）

大改修、翌六年和泊奥崎まで延長す。

大正七年十月 国頭線、玉城線の道路を改修す。

大正八年十月 伊延海岸より和泊馬石マイシまで道路改修す。

大正九年八月 和泊松尾璞元の宅地の一部西側に突出せるため道路迂曲せしが、土持綱義自家の畑

地を提供して松尾方宅地の一部と交換して
道敷に寄附し以て直線に改修するを得た
り。

大正九年十一月 和泊南分岐道より与和、余多接続まで
道路改修す。

大正九年十月 内城線道路改修（大城線より内城校迄）。
大正十一年十一月 西原並に畦布支道改修す。

と、なっており、その後の記録は判明しないので詳しく分らないが、第一次大戦中そして戦後まで「道普請」はこの規定に基づいて行われてきたようである。特に今となつては笑止千万とも噴飯物とも言えようが、戦時中米軍の上陸を予想し、それに備えて所要所に戦車壕を掘つたり、戦後またすぐにこれを埋め戻したりしたが、これらの作業にも「道普請」の規約にしたがつて各戸から出役させたものではなかったかと思われる。

このように昭和二十一年二月二日、いわゆる二・二宣言からの行政分離中はもちろん、昭和二十八年十二月二十五日の祖国復帰後も、春秋二回の「道普請」は行われてきた。しかし、復帰後は圃場整備事業や農道整備事業あるいは基盤整備事業等が実施され、その都度その事業

範囲内の道路は改修され、しかも車社会に対応して道幅も広くなり路面は舗装されてきて、往昔のように破損することもなくなってきたので、昭和四十年ごろからは「道普請」を行わなくてもよいほどになつてきた。

ただ部落内の農道改修の「道普請」が年一回、秋に行われるくらいで、以前のように男は鍬に昼食用の芋を入れたテイル（箆）、女はヒヤギにテイルを持って三々五々「道普請」に行く姿も見えなくなつて隔世の感うたたなるものがある現在である。

参考までに、現在の和泊町の道路状況について述べる
と、次のとおりである。

| 種別 | 全長 | 改良率 | 舗装率 |
|----|-----------|-------------|-------|
| 県道 | 三〇、八三五 m | 八四・二% | 九七・二% |
| 町道 | 二六三、一〇一 m | 六三・三% | 四一・三% |
| 農道 | 一四一、七一九 m | 改良後町道に編入される | |
| 里道 | ? | | |

三 小作

小作のことをツクイワキ（作り分け）、またはシーワキ（仕分け）と言っている。これは家畜、すなわち牛、豚、山羊、鶏などの場合、飼育して生ませた子を分けてもらうことをチイカネワキ（飼分け）というが、それに
相対する語である。

地主から土地を借り、小作料を払つてその土地を自ら耕作し農業を営むことで、旧称下作、入作、請作、水入、散田、掟作と「広辞苑」に記されているとおり、土地を所有せぬ者、たとえ持つていても少ない者が、一定の報酬つまり小作料を支払つて他人（地主）の土地に農業を営むのが、普通に小作と言われているものである。

この小作の歴史は古く、中古の賃租田に由来すると言われている。すなわち公田を一年ずつ百姓に賃貸し、春耕作の前にかじめ賃賃料を出させるとか、秋の収穫後、出来、不出来によつて租（租税、年貢）を出させるとか、したものである。賃の方は定額小作料を出す方式であり、租の方は刈分小作の形式を備えたものであるが、

刈分小作の定めで耕作の当たつた者が多かつたという。

この賃租をもつて小作制度の起源とする通説には反対する説もある。真の意味での小作制度の起源は、地主を親方とする子方百姓が、地主の所有農地の耕作に携つた形態に求めるべきであるといわれるが、永良部での小作の歴史を知ることが、記録、資料が皆無に等しい現状から不可能に近いと言わねばなるまい。

操垣勤著「沖永良部島沿革誌」によると、「小作について昔時殆んど小作という事は見ざりしに、明治三十四五年以来逐年島外へ出稼する者多くなり、為に傭賃の昂騰を来し小作せしむる事次第に行はる。小作料の割合は、極上田に於て地主七分、小作人三分、以下の田畑は六分と四分、或は折半なるも、場所によりては耕作者無く困却の有様なり」と述べられている。このことから永良部島においての小作の概略を察知することができよう。

「明治二十四五年以来逐年島外へ出稼する者多くなり、為に」とは、明治三十一年三月、知名村外十七村戸長沖利経氏が（明治三十四年二月退職）团长として、永良部から百六十四名を引率して長崎県口之津へ移住したことがあるが、それを指しているものである。もつともこ

のときの移住者は、荷役仕事が過酷なことや土着人夫との賃金差等に不服なことが多く、見切りをつけ逃げ出し、造船所へ転職したり、船員になったり、神戸へ行ったり、一部は帰島した者もいたというように、定住せず分散したと伝えられている。

そのころ、与論島からも千余名口之津へ移住しているが、その大半以上はニザまたは膝素立だったので、その後は日雇いや小作人がニザに代わって労働力の提供者となったと伝えられている。

いささか余談になったが、それにしても一挙に百数十名という多数の島外移住者があったということは、シマの労働関係に及ぼした影響が思いやられる。

小作料の割合について、「極上田で地主七分小作人三分以下の田畑は六分四分あるいは五分五分なるも」とあるが、土地の条件や時代のすう勢にもよるのであるが、ひどいときには逆に地主三分、小作人七分、以下四分六分、そして五分五分の所もあったと聞く。また地主三分の二、小作人三分の一という割合の所もあったという。

戦前までは収穫農作物の折半で小作人が地主に頭を下げて小作させてもらっていたが、戦後は農業に従事する者

が少なくなり、地主が小作人に頼んで耕作させるのが普通ではなかったろうかと思われる。いずれにしても、地主と小作人との間の厳しい関係がうかがえる。

ここでついでに、田畑の収量について、明治六年大蔵省中属久野謙次郎の大島各島村巡視筆録「南島誌」の沖永良部島の部による田畑一反歩の収穫を、台風、干害の災なく、中等の作熟の場合として掲げたものを記し、小作料との割合の参考としよう。

記

| | | |
|-----|-----|------------|
| 上田 | 一反歩 | 粃七俵(但四斗入) |
| 中田 | 一反歩 | 粃四俵(但四斗入) |
| 下田 | 一反歩 | 粃二俵(但四斗入) |
| 下々田 | 一反歩 | 粃一俵半(但四斗入) |
| 上畑 | 一反歩 | 麦三俵(但四斗入) |
| | | 粟一俵(四斗入) |
| 中畑 | 一反歩 | 大豆一俵(三斗入) |
| | | 麦二俵(但四斗入) |
| | | 粟大豆各半俵 |
| 下畑 | 一反歩 | 麦一俵(但四斗入) |
| | | 粟大豆各半俵 |

四 チカネワキ

家畜の若い雌を持ち主から預かって、成長するまで飼育し、子を産ませ、その子を分けてもらう習俗をチカネワキ(飼分け)と言う。所によってはチカネヲオエ(飼分え)とも呼んでいる。

自己資金で家畜の買えない貧農の人たちが家畜を取得する方法であった。また資金はあっても人手不足している人たちにもチカネワキは大変便利で、この方法で相当の蓄財をした人もあったという。

チカネワキに供される家畜は、牛、豚、山羊、鶏等で、馬は飼育頭数が全島的に少なかったためか、チカネワキしたという事は聞かれなかった。

チカネワキの方法は、例えば牛の場合、乳離れ期の雌子牛を持ち主から預かり飼育するが、成長するにしたがい、役牛として農耕に使役できるよう飼育しながら飼育していくのである。面倒なようだが、その方が自分の農作業を助けることにもなるのである。

発情期になり発情したら、種付けをして出産を待つ。

その間は、特別な手当てをするわけでもなく、ただ普通に飼育しておけばよいのである。

生まれた子のチユハラ目(一腹目)は持ち主にやり、タハラ目(二腹目)を飼っている人が取るというのが普通で、預かった牛を持ち主に返すまでそれを繰り返す。中には、タハラ目の子牛を取ったら、初めに預かった親牛を持ち主に返す人もいたようであるが、それは両者話し合いの結果によったものであろう。

和泊の某氏は、このチカネワキの方法で、戦前から牛を繁殖させ、その数十数頭にもなり、その成育ぶりを毎月巡視して見ることを楽しみにしていたという。ところが、空襲時に、牛を預かっていた人々が次々と返してきたので困り果て、やむなく返されるたびごとにと殺処分したという、戦時中のこぼれ話も残っている。

豚や山羊、鶏などは多産系で、チユハラで数頭も生まれるのでそれを折半すればよいが、生まれた数が奇数の場合、また雌雄の数が同数でない場合などは、話し合いによって決めていた。鬮鶏が盛んだったころ、優良種を入手するためチカネワキの方法を採用したが、その際は雄を優先的に取りたがっていたようである。

五 雇用

(一) 年季雇(ニザ雇)

雇用とは「やとうこと」で、方言で言う「ヤトウイ」は、おそらく「雇い」からきているものと思われる。「当事者の一方(労務者)が相手方(使用者)に対し労務に服することを約し、相手方(使用者)がこれに報酬を与えることを約する契約である」と「広辞苑」には記されている。

今までは、使用者である資産家に隷属する下人を総称して「ヤトウイ」と言っていたようである。一年とか二年とか、一定の年限を定めて一時的あるいは短期の契約によって資産家に年季奉公し、その契約期間が満期になった時点で手間賃を受け取る。これらの人々を「ヤトウイ」とよんでいるが、「ヤトウイ」というのは下男、下女の総称として使われていた。

このように、雇いには男女があり、男のヤトウイは単にヤトウイまたはヤンガヤトウイ、女のヤトウイはヲウ

ナグヤトウイと呼んでいた。

両者間には、はっきりした分業が成立していた。ヲウナグヤトウイは子守り、芋炊き、薪拾いなど、主に家業を中心としたものであり、ヤンガヤトウイは田畑仕事を中心としたものが、それぞれ主な仕事であった。仕事は、ヤトウイの多い所ではヤトウイガシラによって割り当てられた。労働時間に制限はなく、夜になると夜業として草履、ワラグチ、チタ作りなどあつて、夜間外出するときには主人の許可を必要とした。

資産家の労働力として、前述の年季雇いのほかに日雇い(臨時雇用)があつた。特に田植えとか、稲刈り、麦刈り、甘蔗刈り取りなど、収穫時の農繁期になるとヤトウイだけでは間に合わず、一時に多数の日雇いを集めねばならぬことがあつた。日雇いはもちろん自由な身であつた。彼らはその日その日、あるいはまとまった仕事(例えば穀物の収穫)が終わった時点で手間賃をもらつていたようであり、労働契約も任意であつた。ただ、各地域の資産家の数が限られており、日雇い側からいえば選択できないという不自由さ、束縛はあつたのであろう。

(二) 終身住み込み雇い

資産家から借金(借米)した人、またはその子供で、借金の返済できるまでの期間、その利息分として資産家で奉公した人々のことをニザと言う。元金が返済できればいつでも自由の身となれるのであるが、それが、困難な事例が多く、その場合、債務者(ニザ)は一生涯資産家に従属しなければならなかつたが、子供が親代わりに奉公する場合には六十歳まで働かされたようである。

特に生涯隷属者をイテー(またはヨテー、エーテ)と言つた。イテーは、満期後に手間賃をもらう普通の雇いと異なり、年季奉公であるが手間賃は前取りしていた。いわば借金である。イテーニザ(イテーヤトウイ)という呼び方もある。しかし、こうした呼称はニザほど一般的ではなかつたようである。

普通、ニザは住み込みであつたので、特にイークミニザ(入り込みニザ)と呼ばれることもあつた。

ニザの日常生活について述べると、ニザの寝起きする場所はトーグラで、中屋から上の方へ行くことはなかつた。大島本島で家人の多い所では長屋を建てて、いくつ

にも仕切つて夫婦者には一室ずつ与え、独身者は雑居だつたが、正月以外は表屋に行くことを禁じていた。家人の少ない所ではトーグラにおき畳はなく、蓆(むしろ)でもあれば上等の方だつた。「奄美大島における家人の研究」による。

食事は主人用のものと区別され、芋が常食で米は正月だけに食べさせた。結婚して家庭を持った人もおり、時には帰つたこともあつたようだが、前述のように夜業があるので度々帰るわけにはいかなかつたようである。

服装は自分で準備しなければならなかつた。主人が作ってくれる場合は、ニザは借金に上積みされ、年季奉公者は満期後の手間賃から差し引かれる。そのためヤトウイから請求することも、主人から勧めることもなかつた。ただし、年季奉公者が満期になると、チビチャという作業着と、女の場合スデイナという晴れ着を作つてやることもあつた。大島本島では着物は、冬は木綿、夏は芭蕉(はしろう)の着物各一枚くらいで、膝までのものだつた。履物も帯も一切許さず、藁(わら)でしめ、冬は甘蔗の葉を用いた。(家人の研究)

ニザは、一般百姓からも呼び捨てにされ、幾分蔑視さ

れていたが、元来百姓に対しては身分的な関係でなく、借財の有無という偶然的経済的原因によって生じたものゆえ、厳しい差別はなかった。だれが何時ニザになるかされないからである。

隷属者の中でも、普通のニザと違ってそれ以上に奴隷の地位に近い人々がいた。それはヒダワシと呼ばれ、ニザ夫婦の子、またはニザ女の私生児であった。そのため、その出自からも普通のニザと区別された。大奄美史や「奄美大島に於ける家人の研究」ではヒダ、膝素立などとも言われることが記されている。

彼らはニザヤトウイ、家人などの典型的なもので、下位人間としての扱いを受けた。例えば主人の娘が結婚する場合には「尻附」といって下婢を一人または二人つけてくれる習慣だったという（大奄美史）。

転売に関して、文久三年五、六月のころ、沖永良部流^{たぐ}の南洲翁が薩英戦争の報を聞き苦悶していたので、土持政照が共に鹿児島に行かんと勧めたが船がなかった。政照は下男下女を奉公替えせしめ、その資金で船を造ろうと、僕次郎を屋子母村神屋某に、婢ゴゼを皆川村前島某に雇わしめ、米六十俵を受け取り造船の資金にあ

てたという話があるが、案外知られていないようである。このようにニザは一種の財産とみなされたわけである。大島では安政二年（一八五五）以降、三十歳に達して身代糖千五百斤を出せば解放するようになったようであるが（大奄美史）、これが沖永良部ではどうであったのか明らかでない。

下位人間として扱われた他の面として、彼らは「ヒダ札」が与えられた。それを所持していなければ、だれがこれを殺しても罪に問われなかったといわれる（大奄美史）が、沖永良部ではどうであったろうか。

彼らは多くの場合私生児であるため、出生届けに際しては主人の姓を与えることもあったが（明治十八年以降）、それまでは動植物の名をつけて区別した。例えばサルという名前の人もいた。人間の名をつけると早死者が出たという理由で、この名前がつけられたという。

彼らの中で、主人と下女（ニザ、ヒダワシヤトウイ等）の間でできた子をクワングワールと言ひ、主人の子供から隔離され、一緒に遊ぶことはなかった。

普通、身の代金（借金）を支払ったヤトウイや、その他貸借関係から解放された隷属者は、その後主家と親せ

き同様の交際をする者が多いが、クワングワールと主家との交際はないといわれる。

また喧嘩口論の際、相手を罵倒して言う言葉に「ウナンザ」というのがある。この「ウナンザ」は「ウナンザ」からきたものであるが、「ウナンザ」は下位人間に対して使う卑語である。

ニザとヒダワシは古くからの制度（習俗）であり、一種の財産として取り扱いを受けてきたことは前に述べたとおりである。ただ彼らの地位が年季奉公的な面もあるため、制度的に確立された奴隷ではなく、表現としては半奴隷的性格を有していたということができよう。

こうしてみると、資産家の労働力の中でも最も古い形態はニザおよびヒダワシということになり、時代が下ってくるとヤトウイが主流を占め、次に日雇いにとつて代わったと言える。ただしそれらは時期的に判然と区別されず、重複しながら変化してきたものと思われる。

（三）ニザヤトウイ

ニザとヒダワシなどについての具体的内容に関する文献はほとんど残存していないといわれるが、沖永良部関

係の文献からそれを摘録して参考に供し、本稿の補填とする。

膝素立解放について、「沖永良部島史」には、「明治四年膝素立下男下女は三十歳以上の者は総て身請せしむるの旨訓令あり。膝素立とは下男下女が主家にて出産したる子孫を、主人之を素立成長の後之を僕婢になすものという。僕婢は牛馬を売買するが如く勝手に売買することができるものであった。純然たる奴隷扱いであった。今日の目で之を見れば一驚の外なし」。ちなみに明治四年の夫一人一日の雇料は「米一升六合、馬一匹口附一人一日の雇料米四升八合」とある。

明治六年、大蔵省租税中属久野謙次郎氏の報告書「各島村法」によると。

「日雇賃の事、日雇賃は一定の制限ありて、私に増減するを許さず。大匠はすべて賄代を米一升と定む。もし賄なき時は上大匠二升五合、中二升二合、下二升（皆一日の傭賃）その他農業の傭、新築修繕の手伝に当る日雇等は大抵賄なしにて米一升六合、馬一匹三升二合の定限なり。年季抱の事、男女とも大略米九石又は十石を貸し十年を一期と定め一ヶ年利息三割にして、この利子の

代りに使役するものとす。然して満期に至り元米を還附するにあらざれば出づるを許さず。その年季使役中、奴婢の衣服、食物は勿論夫役も又主家にて之を弁す。又膝生シというものあり。これ家婢私生の子にして主家に養育せらるるものなり、その独立するや米三斗入り三十二俵を弁償するを常法とす。然れどもその膝生の主家に勤むる年数と勉惰によりて一定ならざるものあり」と記されている。

明治十一年六月、人民へ説諭々条には

「一、人を年季抱えといつて若干の金米を出し、買奴に類似する事は禁止と心得べし。以後は一カ月あるいは一カ年何程と給金を定め雇人とすべし。

一、膝生という風習あり、以後決して其風儀行うべからず、万一公然たる人なき女の子を生む時は私生之子と称して女の戸籍に入るべし。」となつてゐる。

操垣勁編修「沖永良部島沿革史」の婢僕の雇い入れの項には、

「下婢の生みし子にして主家にて養育せられし者十七八才以上は養育料として、米九石六斗を弁償せざれば主家より暇を請うこと能はざりしが（尤も病人か又は年令四

五十才以上になれば半分又は幾分減却）近來は六七十円弁償あるいは無償にて暇を許すこととなる。新たなる雇入れに対しては明治以前は九石六斗以下、明治初年頃は十二三石位の米を前貸してその利息として奉公せしも、明治二十年頃よりは壯男の年給金四五十円、壯女の年給金三十円以下、又大正年間に至りては壯男年給金七八十円となる。これが大正七八年頃の好景気に伴い島外出稼人の数とみに多くなるや、働き人に不足を生じ給金も一躍して壯男百八十円位、壯女年八九十円となる。」

とあつて、欧州大戦に伴い日本の労働力需要の増大に由來する、資産家に隷屬する労働形態から賃金労働形態への移行変化の様がうかがえる。

「シマの生活誌」（野間吉夫氏が昭和十二年一月から三月まで四十五日間の沖永良部の採訪日誌）のニザとヒダワシの項によると、

「僕婢にあたる奉公人のことをニザと呼んだ。これは単なる雇傭関係というよりも、俗に「利つぶし」で働くといふ一種の奴隸のようなものであつた。大島本島では家人ぢやといつたが、明治中期まで極度の貧窮にあるものは自分の体を売ることが屢々行なわれ米や砂糖等で買われて

いた。その価格は時により区々であつたが砂糖千斤（當時で百円）のものもあつたという。その後は金で三三百円とかいうものもあつたらしい。それから解放されるためにはそれだけの働きをしなければ自由になれなかつた。中には働き出してその境遇から自由になれるものもいたが、大抵の者は利子から利子に追われて（三割一割五分であつた）一生飼ひ殺しになつた。

この契約について明治十四、五年頃のものの書式を示すと、次のとおりである。

借用証

一 米〇石也

右借用仕候儀実証也而る上は右返納致すまでの間拙者儀日夜入り込み御奉公仕る可く候、万一逃走又は不埒など候場合は保証人何某入り替り御奉公仕り貴殿に対し聊かも御迷惑相かけ間敷く候、依て借用証件の如し。

借主 何 某 ㊦
保証人 何 某 ㊦

何 某 殿
年 月 日

これらの奉公人は正式に配偶者を選ぶことができなかったからそこには不義の子ができた。これをヒダワシ（膝素立）もしくはヒダといった。ヒダワシは非常に賤しいという意だという。このヒダワシは父が一定しないのが常で、必ず女につき主家で養育してくれたが、これは証書なしに三名まで一人三十二俵（米三斗入り）がつき、これを返済しなければ自由になれなかつた。ヒダワシを三人以上生んだらその親は解放されることもあつたらしい。また六十歳になれば自然解放になつたとも聞いた。

大島本島では今でもこのヒダワシと縁組をすることを非常に嫌つてゐた。もし強いてそういうことをするとすれば親子の縁を切るという程であつた。

現在の奉公人は一年契約で主として自村の者が多く、足らなければ他島の者を頼んでゐる。大きな家になるとカシラヤトウイ（作番頭）をおいてゐる家もある。これらの報酬には年に米で何俵という割で仕払つた。これに対して日雇いは仕事があるときだけで報酬は前と同じく穀物が多かつたが、貧乏な所では酒滓一、二升というのもあつた。これは味噌の代りにした。」

と述べられていて、昭和十年代のころまで、このような伝承が残っていたことがわかる。

(四) ヤトウイの地位の変動

ヤトウイが隷属農民の総称であることについては前にも述べたとおりであるが、その地位、形態は歴史的に分化してきたものと思われる。

ヤトウイの隷属労働形態が、物的な所有形態から自由契約へ変化したことや、それが封建社会から近代社会への移行過程をたどってきていることについては察知できることであろう。

欧州大戦に伴う労働力需要の増大により、ヤトウイが資産家に隷属しなければならぬという理由はなくなってきた。都市中心に近代工場が立ち並び、労働力が必要になって、工員募集の手が伸びてくると、隷属農民の行く先はつきりし工場労働者となったのである。

そこでヤトウイがどのような地位の変動を経験したか、中には資産家になった者もいたということである。

こうした点からみると、ヒダワシのような特殊な例は別として、ヤトウイは固定した身分としては意識されて

いなかったようで、個人や家の盛衰を普遍的なものとして捉らえる思想的なものが永良部にはある。次の歌や俚諺がそれを示している。

一 世間や水車、かわすなよ互に、みぐていくる節むあ
いどうしゆる。

(世の中は水車のように変転する。栄えるときもめぐって来るであろうから、お互いに差別だけはすべ
きでない)

二 今はわぬ、をじゆらやしが我が咲かば見より、恥ど
かちゆる。

(今は見下げているが、我が成功するからそれを見
なさい。そのときは恥をかくであろう)

三 柩ぬふた、はぶるんたね、人をうぐな。

(柩にふた被るまで、つまり一生、他人を軽蔑す
るな)

四 オイチユに持ち切りなん、ヒンスに持ち切りなん。

(オイチユとは資産家、金持ち。ヒンスとは貧乏人、
貧窮者。資産家がいつまでも資産家ではなく、貧乏
人がいつまでも貧乏ではなく、流転し、絶えず移り
変わるものである)